

本検討会の検討事項と今後のスケジュールについて




総務省

令和4年6月2日

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会(第4回)

本検討会の検討事項①

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）では、内閣総理大臣及び総務大臣は、サイバーセキュリティに係る事項等各地方公共団体情報システムに共通する基準（省令）を定めることとされている。
- また、デジタル社会の実現に向けた重点計画では、デジタル庁及び総務省は、令和4年夏を目途に、標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定するとされている。

 標準化のため必要な共通基準としてサイバーセキュリティに関する基準の作成と併せて、セキュリティ対策の具体的な方針を定める必要がある。更に、これらの内容を「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に反映する必要がある。

（参考）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）（抄）

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

第7条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第5条第2項第3号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

※第5条第2項第3号ロに掲げる事項として、サイバーセキュリティに係る事項が掲げられている。

（参考）デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（抄）

（前略）セキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和4年（2022年）の夏を目途に、標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。

本検討会の検討事項②

1. 地方公共団体の基幹業務システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティ指針（仮称）

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の対策基準において規定されている項目に沿って、クラウドサービス利用に関する情報セキュリティの国際規格（JIS Q 27017）の記載事項を加え、具体的なセキュリティ対策を規定することを予定。

（参考） セキュリティポリシーガイドラインの対策基準の項目

- 1 組織体制 2 情報資産の分類と管理 3 情報システム全体の強靱性の向上 4 物理的セキュリティ
5 人的セキュリティ 6 技術的セキュリティ 7 運用 8 業務委託と外部サービスの利用 9 評価・見直し

2. サイバーセキュリティに係る標準化基準（デジタル庁令・総務省令）

「地方公共団体の基幹業務システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティ指針（仮称）」に基づき、指針で示された項目を省令に定めることを予定。

3. 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

「地方公共団体の基幹業務システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティ指針（仮称）」及び「サイバーセキュリティに係る標準化基準」の内容をガイドライン上に反映することを予定。

※基準の記載内容については、他の共通基準（データ要件・連携要件、クラウド、共通機能）の状況等で変更の可能性がある。

検討スケジュール

- ・夏を目途に「サイバーセキュリティに係る標準化基準」の作成と併せて、「地方公共団体の基幹業務システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティ指針（仮称）」の策定を予定。
- ・その後、基準、指針等を踏まえ、年度内に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定・公表を予定。

6月2日	・地方公共団体の基幹業務システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティ指針(仮称)骨子案の提示 (第4回検討会)
7月	・地方公共団体の基幹業務システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティ指針(仮称)案の提示 (第5回検討会) ・地方公共団体への意見照会（1か月程度）、事業者へのヒアリング
8月	・検討会での意見・自治体意見照会結果、ガバメントクラウド先行事業の状況等を踏まえた修正案の提示 (第6回検討会) ・「サイバーセキュリティに係る標準化基準」及び「地方公共団体の基幹業務システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティ指針(仮称)」の決定
秋～冬	・基準、指針等を踏まえ、運用面での留意事項の整理、補足ガイド等の作成 (検討会は状況に応じて3回程度の開催を予定) ・パブリックコメントの実施・意見反映
年度内	・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定・公表

(参考) 地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】(抄)

4.2 セキュリティに係る事項(案)(標準化法第5条第2項第3号ロ)

- 地方公共団体が利用する標準準拠システム等の整備及び運用に当たっては、総務省が作成する地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを参考にしながら、セキュリティ対策を行うものとする。
- その際、ガバメントクラウド上に構築される標準準拠システム等については、次の考え方に従うものとする。
 - ① 地方公共団体は、クラウドサービス等の提供、保守及び運用(4.3.5.1①)に基づき、地方公共団体の責任とされる範囲において具体的なセキュリティ対策を行う。
 - ② マイナンバー利用事務系(個人番号利用事務(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第10号に規定するものをいう。)又は戸籍事務等に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。)の端末・サーバ等と専用回線により接続されるガバメントクラウド上の領域についてもマイナンバー利用事務系として扱う。
- 上記以外で、ガバメントクラウド上に構築される情報システムであることに伴うセキュリティの取扱いの詳細については、デジタル庁及び総務省が別途定める。

(参考) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 (令和3年法律第40号) (抄)

第二章 基本方針

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

ロ サイバーセキュリティに係る事項

ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項

(各地方公共団体情報システムに共通する基準)

第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和3年12月24日閣議決定) (抄)

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(2) 地方の情報システムの刷新

② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項（非機能要件、データ要件・連携要件など）の策定等に取り組む（標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策について、以下を参照。）。

【標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策】

① 地方公共団体によるガバメントクラウドの活用に係る先行事業の実施

ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを地方公共団体が安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）にかけて実施する。

具体的には、ガバメントクラウド上に構築する基幹業務等のアプリケーションの対象範囲の検討、先行事業において構築したシステムが「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことの検証、ガバメントクラウドに移行したシステムと移行しないシステムとの連携の有効性の検証、現行システムとの投資対効果との比較等を行う。

② 非機能要件の拡充

標準非機能要件（セキュリティを含む。）については、先行事業での検証を踏まえて、令和4年（2022年）夏までに、必要に応じて拡充する。

このうちセキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、ガバメントクラウドの活用を前提とした新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和4年（2022年）の夏を目途に、標準化基準の作成と併せて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。セキュリティ対策の方針においては、国・地方公共団体・クラウド事業者・アプリケーション提供事業者等の責任分担等について、先行事業での検証を踏まえて、具体化を進める。

このほか、クラウドロックインとならないための対策やマルチクラウド・マルチベンダーの相互接続・運用を円滑に行う方策等についても検討を行う。